

高岡広域エコ・クリーンセンター調整池浚渫業務 特記仕様書

高岡地区広域圏事務組合

第1条 運用

この特記仕様書は、高岡広域エコ・クリーンセンター調整池浚渫業務に適用する。

また、当組合の「高岡地区広域圏ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」に基づき、騒音・振動等の規制基準やその他の事項について順守するものとする。

第2条 目的

本業務は、高岡広域エコ・クリーンセンター調整池の堆積土砂の除去・運搬を行い、処分地へ搬入するものである。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日翌日から令和5年12月28日とする。

第4条 安全管理

業務期間中は、安全管理要員等を配置し、業務区域内全般の巡視、点検、連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

第5条 地場産品の優先使用

本業務に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

第6条 富山県認定リサイクル製品の優先使用

本業務に使用する資材等は、富山県認定リサイクル製品を優先使用するものとする。

第7条 下請関係の適正化

本業務を下請けに付す場合は、下請承認届、下請調書、下請契約書、契約約款、建設業許可証、社員証、資格証等を提出すること。

第8条 建設発生土

本業務の発生土は、公共用残土仮置き場へ搬出するものとする。

また、当該施設へ搬入したことが確認できる書類を監督員に提出するものとする。

本業務における建設発生土の搬入先については、以下の積算条件を設定している。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 建設発生土の搬入先の場所

搬入先の場所	運搬距離
氷見市上田子 119	L = 1.5 km

※上記(1)については積算上の明示条件であり、建設発生土搬入先を指定するものではない。ただし、建設発生土搬入先を明示し、監督員の了承を得ること。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、施設の受入が困難な場合等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第9条 産業廃棄物の適正処分

本業務によって発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め請負者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第 10 条 公害防止

土砂等の搬出等の路面汚損防止に努めるものとし、路面が汚れた場合には速やかに清掃を行うものとする。

第 11 条 提出書類

本業務において、請負者は、着工前に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務工程表、業務着手届及び現場代理人等選任届
- (2) 課税事業者届出書
- (3) その他、当組合が必要とする書類

2 業務完了後、着手前及び完工写真、業務完了届を提出するものとする。

第 12 条 その他

本業務は、雨水調整池内での業務のため、天候等の影響が大きいことから、必要に応じて工程等について監督員と協議を実施し、円滑に業務が進むよう努めること。

- 2 本業務の着手にあたり、必要に応じ、関係機関及び住民等との調整を十分に行うこと。
- 3 その他定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。